平成２４年（フ）第２９５号
茨城県つくば市臼井80番地１
債務者　三谷　正樹
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４４２号
石川県白山市徳丸町403番地１　シティハイム101号室
債務者　徳井美智子
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４２０号
山梨県山梨市西60番地―M―420
債務者　有岡ちあき
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２６号
山梨県笛吹市春日居町鎮目739番地
債務者　菊島　　忍
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２７号
山梨県甲斐市中下条1788番地２
債務者　大森　和彦
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２９号
山梨県笛吹市御坂町栗合53番地１　ひかり荘６
債務者　中村　信夫
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４３３号
山梨県山梨市大工26番地
債務者　古屋　真人
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４４５号
山梨県甲斐市竜王新町440番地　富士ハイツ201
債務者　丸山　　誠
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
長野県松本市北深志１丁目11番14号　フォーブルタキザワ101号
債務者　奥原　英夫
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２６４号
長野県松本市野溝西２丁目７番16号　市住野溝団地Ｆ－６
債務者　竹田　　篤
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２７０号
長野県松本市北深志１丁目11番10号　丸山アパート、前住所長野県松本市蟻ケ崎３丁目４番Ａ―201号
債務者　田々井正幸
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２７４号
長野県松本市双葉10番Ｃ―17号　県営住宅
債務者　田邊美恵子
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１１７号
長野県諏訪市大字湖南1450番地５　水戸代団地39―２
債務者　小林　哲也
１　決定年月日時　平成25年１月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第２４４９号
名古屋市緑区大清水３丁目718番地　グランデ大清水105号
債務者　坂ノ下麻由美
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９７号
三重県名張市桔梗が丘２番町４街区32番地
債務者　橋本　由美
１　決定年月日時　平成25年１月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第４６８号
大津市滋賀里２丁目３番28号、前住所大津市見世２丁目１番35号
債務者　中島　千恵
１　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３７号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1269番地１、旧住所鳥取県鳥取市湯所町２丁目431番地７
債務者　山根　未央（旧姓元井）
１　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
鳥取地方裁判所民事部